

## 令和3年度 第2回 静岡県人権会議 会議録

日 時	令和4年3月24日（木）午前10時30分から午後12時20分まで
場 所	静岡県総合社会福祉会館 7階703会議室
出席者 職・氏名	委員 静岡県人権会議委員14人 事務局 5人 (別紙資料)
議 題	(1) 静岡県人権啓発センター令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画(案) (2) 意見交換 テーマ：「これまでの人権教育・人権啓発と今後の人権啓発センターに期待すること」
配布資料	・資料1 令和3年度静岡県人権啓発センター事業実績 ・資料2 令和4年度静岡県人権啓発センター事業計画（案） ・資料3 意見交換「これまでの人権教育・人権啓発と今後の人権啓発センターに期待すること」 <その他配付物> ・人権啓発センターだより「じんけん」75号 ・令和3年度人権週間啓発物品（クリアファイル）

### (1) 静岡県人権啓発センター令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画(案)

#### ○事務局

それでは、お手元の資料1を御覧ください。

県の人権啓発センターにおける3年度の事業実績について、説明いたします。

まず資料1の上段の表の説明になりますが、県民への人権尊重意識の定着状況について記載してございます。

こちらにつきましては、前回の第1回会議で報告しておりますが、県の人権施策推進計画の第3次改定版の総合指標になっています。「静岡県が人権尊重の意識が生活の中に定着した県となっている」と感じる人の割合について、目標の50%に対し、令和3年度におきましては39.5%となり、前年度の48.2%からは、8.7ポイントの減少となりました。

委員の先生方からも以前御指摘がありましたとおり、目標とする5割には大きな壁が立ちほだかっているという状況です。

逆に、人権尊重意識が定着しているとは思わない又はどちらかというと思わないというものを合わせた割合につきましては、20歳代を除きまして、各年代で増加しています。これはコロナ禍が続いて、不当な対応や差別中傷といった問題が出てくる中で、人権尊重の意識が定着していると感じる人が、なかなか半数にはまだ届かないということではないかと考えます。

次に2ページを御覧ください。

「2 (1) 人権週間を中心とした啓発活動」についてです。「① マスメディアを活用した啓発広報」につきましては、昨年度に引き続き、藤枝市出身の絵本作家マスダカルンさんの切絵による動物キャラクターをモチーフとしたコロナ差別に対する啓発を行い、「ひろめよう 新しい心の様式」を表題としまして、ポスターの作成・掲出、テレビ、ラジオ、インターネット上のCMなど、各種マスメディア等を用いた集中的な啓発・広報を実施いたしました。CMにつきましては、テレビでは民放で34回、ラジオ20回実施をしています。その他、インターネット上でのバナー広告や特設サイトでの動画配信等の啓発を行ったところです。

「② 講演会等の開催」ですが、今年度は人権講演会に関し、変更点が2つありました。

1つ目は、これまで講演会を、健康福祉部の出先機関、健康福祉センターにて企画運営をし

ておりましたが、業務の集約化等により、当センターで直接実施することとしました。

その関係で、これまで人権講演会の実施時期は、人権週間前後で行ってきましたが、今年度はそれにこだわらず、開催時期を広めに取り、7月と10月に実施しました。

2つ目の変更点は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場とWEB配信の併用による開催を予定しましたが、緊急事態宣言等もあり、結果としては、2回の開催のうち第2回は、WEB配信のみとなりました。また、ふじのくに人権フェスティバルにつきましては、今年度は、静岡市民文化会館において、静岡大学教育学部附属静岡中学校の生徒さんにも参加いただき、中学生人権作文コンクールの表彰、優秀作品の朗読やインターネットと人権をテーマとした講演会を開催しました。

3ページを御覧ください。「(2) 人権週間以外の啓発活動」です。「① 研修関連事業」のうち「ア 出前人権講座」ですが、例年同様、県内の国、県、市町等の公共機関や学校企業、各種団体等の人権研修会等を支援するために、当センターの人権啓発指導員を講師として、派遣する出前人権講座を実施しました。最もコロナ禍の影響を受けた昨年度より回数は回復しましたが、引き続き、新型コロナの影響があり、令和元年度以前ほどの実施には至っておりません。

今年度は、コロナ等の関連で、この人権出前講座のキャンセル等もありましたが、学校や企業等での人権講座開催希望の引き合いは引き続き多くありますので、今後も、依頼主のそれぞれの実情に合わせた出前講座を行っていきたいと考えています。

次に、人権教育啓発指導者の養成としまして、人権啓発指導者養成講座を実施いたしました。

こちら昨年度は1日2講座のみの開催でしたが、今年度は、WEB配信併用により、3日間で9講座を行うことができました。委員の皆様の中にも講師をお願いするなど御協力いただき、その節は誠にありがとうございました。

次に、4ページにあります「ウ」から「カ」となります、セミナーや講座等につきましては、新型コロナの感染拡大防止のため、「ウ」と「オ」は中止となりましたが、「エ 企業向けセミナー」及び「カ クローズアップ人権講座」は実施しました。

次に5ページの「② 新型コロナのストップ誹謗中傷に向けた取組」につきましては、庁内関係課で構成します「静岡県新型コロナウイルス感染症にかかる「STOP! 誹謗中傷アクション」」の対策チームとして、人権相談への対応のほか、ワクチンハラスメントに係る人権への配慮等に関する動画を作成し、広報啓発活動に取り組んだところです。

先ほどの人権週間の取組もその一環となりますが、差別のない世の中へと呼びかける取組を実施したところです。

次に6ページの上欄のとおり、広報冊子での人権の配慮に関するメッセージの掲載や県民だよりのお知らせ欄へのメッセージ掲載、テレビやラジオの情報番組内での情報発信等を行いました。

その下の「(3) ① 人権相談・法律相談」についてです。

当センターにおける電話や面接等による人権相談は、本年2月末現在、171件となっております。前年度の160件を既に上回る件数となっております。この171件のうち「新型コロナウイルス関連相談」は43件となっておりますが、誹謗中傷等の差別的対応を受けたという相談は、数件程度にとどまっている状況となっております。

また、同和問題に対する相談が前年度よりも大きく増えておりますが、これは差別を受けた方からの相談というよりは、同和問題に関する行政の対応についての批判や、インターネット上に見かけた地区に関する記載についての相談といったものが多くあった結果となっております。

それ以外の様々な人権問題に関する相談のほか、家庭内や個人的な悩みなど、他の相談機関では、なかなか解決までに結びつかない相談も多く、時間が長時間にわたる場合もありますが、今後も相談さされる方の立場を考え、相談が終了する際に、少しでも相談者の心の重荷が軽くなるような対応を心がけてまいりたいと考えています。

次に7ページを御覧ください。

「② えせ同和行為への対応」についてですが、この事例につきましては、同団体の名前を出すことで、自らの要求を通そうとする事案につきまして、当センターに情報提供があったもの等になります。

続きまして、「(4) 県民による自発的学習の支援」についてですが、①啓発教材の貸出しに関しまして、昨年度は、コロナ禍で人権に関する研修が多く中止となる中で、その代替手段として、図書やDVDの貸出しが増えていました。

今年度は、研修が再び行われ始めたこともありまして、貸出件数としては減少となっております。

続いて8ページ、「(5) 市町への支援」につきまして、市町における人権啓発の取組を促進するため、法務省の地域人権啓発活性化事業を11市町に委託しました。また、県単独の交付金も8市に交付いたしました。

こちらに関しても、今年度の新型コロナウイルスの影響で、予定していた取組が実施できなかった市町がございました。

以上が、令和3年度の事業実績の概要となります。

新型コロナウイルスの感染症に伴いまして、集客型の啓発等の課題等についてその対応にも考慮しつつ、引き続き新年度におきましても、啓発活動を実施してまいります。

続きまして、令和4年度の事業計画について、説明をいたします。

資料2になりますが、来年度につきましても人権施策推進計画第3次改定版に基づいて、人権啓発を進めてまいります。

啓発の計画の目標である「静岡県人権尊重の意識が生活の中に定着した県であると感じる人の割合」が50%以上になるよう施策を推進してまいります。

「(2) 啓発活動の展開 ①目標」につきまして、人権施策推進計画の上位計画となります県の総合計画、後期アクションプランにおける活動目標となっているものでございまして、人権啓発講座等参加者数、毎年度3万人及び人権啓発指導者養成講座参加者数、毎年度150人を達成できるよう進めてまいります。前期プランに比べて、指導者養成講座の参加者数が125人から150人に上方修正しているところです。

そして、来年度のセンターとしての周知啓発の方向性としましては、「(2) ②」の5点を意識して行ってまいりたいと考えています。

1つ目は、令和3年度県政世論調査では、前年度調査よりも全世代で数値の低下が見られたことから、より一層県民全体の人権意識の高揚を目指し、早期に目標を達成するために、世代を超えて心に届くような啓発、企画コンペ等を実施してまいります。

次に、人権三法、すなわち、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の様々な機会を通じた周知、広報の強化に努めてまいります。

次に、人権施策推進計画におきまして、新たな分野別課題としました性的指向・性自認、刑を終えて出所した人をめぐる人権問題、災害に起因する人権問題等に係る周知啓発を推進してまいります。

次に、ワクチンハラスメントといった新型インフルのウイルス感染症に係る差別や誹謗中傷が依然として見られますことから、人権への配慮に係る啓発を継続してまいります。

併せて、行政の行政施策の担い手である職員も含めた、パワーハラスメントや自殺のない人権文化、人類社会の構築に向けた周知啓発を推進してまいります。

そして、「③関係部局、団体等との連携」としまして、より県民の人権尊重意識の高揚が図れますよう、それから人権課題に係る施策を所管する関係部局、あるいは課題解決を目指す団体等との連携を通じた啓発手法を検討してまいります。

個々の人権啓発の取組につきましては、2ページの「(2) ④」以降に記載してあります。

人権啓発は継続して繰り返し実施することが重要であると考えますことから、引き続き、人権講演会やフェスティバル等を開催し、県民の人権意識の高揚に努めてまいります。

その際には、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況が不透明な中での事業実施となりますことから、WEB配信等を組み合わせた形を検討していく必要があると考えています。

事務局からの説明は、以上となります。

#### ○犬塚会長

ありがとうございました。

それではただいま事務局から、人権啓発センターの令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画案についてご説明がありました。委員の皆様方からの御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

#### ○小谷委員

資料1の人権意識定着状況に関し、数値が今年度はあまり好ましくないということですが、令和3年度の県政世論調査では、他の項目においても低くなった状況があったりするのでしょうか。

全体的に社会に対する不満や不安が高まっているというような傾向があるので、この数値が下がってるのか、それとも特段そういうことではないのか、何かわかれば、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

他の項目結果の資料が手元にないため、一概にお答えすることは難しいところですが、社会情勢に関しては、若干下がっているものもあったと記憶しています。ただ、昨年度も確認したことはあるのですが、なかなか関連があるというところまではお答えできないところです。

#### ○犬塚会長

今の件に関してちょっと私から補足をさせていただきたいと思います。

説明では、令和2年度と令和3年度をそのまま比較して、数値が下がったという説明がですが、令和2年度までと令和3年度では、質問文が違ってきます。

それまでは、「静岡県の人権意識が定着した」で終わらないで「住み良い県」となっていました。これについては、御記憶の方も多いと思いますが、この会議での議論を経て、この質問の仕方自体が、ちょっと問題ではないかということで、その第三次改定版にあるように質問の仕方が変わっています。

質問文が変わってしまった以上、数値は統計的にいうと単純には比較できないといえますか、令和3年度39.5%という数字が、一旦リセットされた後のいわば新しい基準に基づいたスタートの数値と理解すべきだと思います。

これは継続して変化したというふうにとらえない方が間違わないと思いますので、令和4年度以降、継続して調査をしていく中での変化で、増減が初めてとらえられるものだと思います。

#### ○ヤマモト委員

私から一つ伺いたいと思いますが、6ページの令和3年度の人権相談のところですが、

外国人の相談実績のところ、令和2年度は4件あったということですが、令和3年度は0件でその記載が何もないので、その辺りを教えていただけますでしょうか。

#### ○事務局

令和3年度の相談事例のところですが、令和3年度の相談事例という形で載せてあります。

記載がないのは、今の時点でこの区分での相談がないという状況のためです。

○ヤマモト委員

令和2年度での事例はどのようなものがありますか。

○事務局

令和2年度には、就労の関係で御相談はあったところですが、あとは、生活に不安で、周りからいろいろ言われるといった相談があった記憶はあります。

○ヤマモト委員

令和3年度が0件ということは、意外に思う。0件という意味は、全然誰も相談に来ていないという単純な解釈でよいでしょうか。

○事務局

今回のセンターの区分としては令和3年度はなかったということになります。極端になかったということではなく、センターの人権相談にかかってくるものは毎年数件ですので、例年の幅の中で、極端に低いということではないと思います。ただ、あくまでこれは人権啓発センターの人権相談としてあった件数ですので、当然、「かめりあ」（静岡県多文化共生総合相談センター）といったところには、別に相談があろうかと思えます。

○犬塚会長

はい、ありがとうございました。

これは全く私の勝手な推測にすぎませんが、3年度は、新型コロナの関係で、海外から県に来られた方の数はかなり減っているのではないかと思います。そうすると、新規に入国されて、静岡に住む方が一気に減っていくということも、多少この数字が下がったことに影響しているのかもしれませんが、これはきちんとして調べてみないとわかりませんが、逆に言うと、それまでに、すでに静岡に住んでおられる外国人の方々の相談というものが、今回、たまたまここにカウントされなかったということで、例えばその他の人権というところ、相談件数も昨年に比べ増えてますけれども、こういったものの中に入ってしまったという可能性もあるかもしれないと思いました。

○佐野副会長

先ほどはじめに、浦田局長の方から、人権の啓発というものは大変なもので、頑張ってもあまり広まっていけないというようなニュアンスの御挨拶があったと思うんですけども、私も本当にちょっとこの少しずつ関わらせていただいて、本当にそうだなって実感しているところは大きいです。

センターの方でも、もう本当に努力していろんな連動とか、講演会もそうですし、マスコミを使ったコマーシャルをやっていただいているんですけども、その効果というものがどのくらいあるのかなっていう振り返りが、私たちの方に届いていないかなっていうことがあるので、その辺の今回の度合いを知りたいということと、もう一つは、市町のほうに啓発事業の交付金が支給されてるんですが、例えば、こんな市町で効果を上げたという事例があれば教えていただきたい。

○事務局

効果測定につきましては、講演会やセミナー等でアンケートという形で、参加者の方に意見を頂いています。

CM等について、法務省からの委託でやっているものは実績は頂いているところですが、それが広まっているかどうかというところの分析まではなかなか難しいところです。

トータルとして、今掲げております成果目標が50パーセント以上ということで指標を置いているということです。

講演会等において、新規の方といいますか、今までそういったものに参加されていないような方に対して、どのように参加を促していくかということが大きな課題であると考えております。

市町等への交付金等に関し、啓発活動としては人権の花運動があり、学校に花の種などを配ることをしています。あと、大きな事業としましては、サッカーのハーフタイムで人権等の啓発を行うというものがあります。

市町の事業の直接的な効果というものが、どうしてもアンケートですとかそういったところでしか測るできないところがございますので、こうした効果が上がりましたということが見るところがなかなか難しいんですが、やはり少しでもそういった、新しい方が参加していただけるような取っかかりを作れるような事業というものが進めていきたいと考えております。

#### ○小林委員

来年の事業計画の件に関する意見ですが、数年前ですけれども講座がいつも平日に行われており、子育て中や仕事をしているお母さんとかは参加できないということで、やっぱり対象者がかなり限られてしまうじゃないかっていうことをお伝えさせていただいています。今年度、オンラインを使った事業をされているということで、非常にいいなと思っているんですが、こうした講座等を動画で撮影をして、YouTube等のチャンネルで、オンデマンドで、県民の方が御自身のタイミングで見られるようにしたらどうか。講演をもっと自由に、それぞれの県民の方のタイミングで見られるようにすれば、もっといろんな方が、介護をしていたり、子育てしていたり、お仕事されたり、それぞれ皆さん事情がありますので、それに配慮するというのも私たち人権教育としては、適切なのではないかと思います。ぜひそうしたことを検討していただきたいと思います。

あと、先ほど市町の支援というところで、国からかなり国費が落ちてくるんだなということも、この資料で思いました。市町が行っている講演会も、税金から出てますから、それも全部動画で撮影をさせていただいて、講師の方にも、もう動画で撮影するというを最初に確認をとって、それに承諾していただける方に講師をお願いすることにして、いろんな立場の方に、子どもや外国人のテーマとか、同和といったテーマで、それぞれの市町がやっているのであればそれを広く見ていただくことをすごく大切かなと思います。

こういった講演なども、全部動画配信という形で県民の方に見ていただけるようにすることは、そんな難しいことではないかなと思いますので、ぜひセンターの事業として、検討していただきたいと思います。

#### ○事務局

貴重な御意見ありがとうございます。

オンデマンド配信について、これは県だけではなくて市町についても対応をすべきだという貴重な御意見ですので、来年度の事業に活かしてまいりたいと思います。

#### ○犬塚会長

私もそれを申し上げようと思っていたところです。

ぜひYoutubeチャンネルを作って早速、オンデマンドで見られるように、市町を含めての配信の検討を進めていただくようお願いしたいと思います。

先ほど佐野委員からも、例えばいろいろな広報CMやポスター、ネット上でもいろいろな啓発

活動をやっている中での効果についてのお話もありましたが、オンデマンドでの動画配信などをしますと、やはり視聴された方の数も見えてきますので、成果というものも数値化して見ていくこともできるのではないかと思いますので、その意味でも配信は、非常に貴重な機会だと思うので、ぜひ御検討いただくということが必要だと思います。

#### ○澤野委員

事業計画にもあるのですが、事業報告の中で、関係部局や関係団体と連携をしていると思われるのですが、どこでどのような窓口があり、県庁内の各部局、例えば、例えば障害障害者差別解消法とか、虐待の方の相談窓口とか施策とったところとどのような形になっているのでしょうか。人権相談としてセンターに相談窓口があり、各分野ごとに集計されたりしていますが、各部局の施策ですとか、法律の改正、あるいは関係団体が行っている相談窓口といったものの実績や計画とったものがこの資料だと見えないんですが、実際どんなことをやっているのかなと思います。いろいろな窓口があったり、施策があると思うので、そのあたりはいかがでしょうか。

#### ○事務局

障害、子どもなど個別の施策はございます。県におきましては、個別施策について、各事業課で行っているというところがございます。

人権啓発センターの業務としましては、各分野の人権について広く啓発広報をしていき、個別施策につきましては担当課の方で具体的には実施していくという形をとっております。そして、事業ごとに当室にもありますように推進計画というものがございます。

その計画の中に、こういった人権に関する啓発、当センターの事業について組み込まれています。ここ最近ですと、再発防止という点で、県においても再犯防止計画が策定されましたが、その中には、人権等の啓発事業についても計画として入っております。

#### ○事務局

少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほどの各担当課等で行っている施策について先ほど説明ございましたとおり、人権施策推進計画の方にまとめています。ただ、そのまとめをしている施策がどういうふうに進んでいるのか、進捗がどうなっているのかという点がポイントになってくるんだろうと思いますので、その辺またうちの方からですね、啓発の取りまとめ担当のところもございますので、各事業担当部署、その状況については、また聞き取り等を行いながら、把握に努めていきたいと考えています。

#### ○澤野委員

御丁寧に説明ありがとうございます。

せっかくやっていることなので、見える化した方がいいのではないかと思います。

3年度の計画は覚えてないんですが、令和4年度の計画に書いてあるので、どういう形であれ、どのようなことを行ったということを事業報告に載せていただければと思います。PDCAで恐らく行政で回っているはずですので要望ということでした。

#### ○本間委員

相談業務のところ、同和問題について、昨年度に比べて件数が増えていますが、その中で、インターネットを見たという相談があるということですが、第1回の人権会議で、ネットでの差別や東京地裁の被差別部落地名総鑑の裁判のことをお話しさせていただきました。

ネット上に同和地区を撮って流している「部落探訪」があります。前回皆様にお分けした新

聞記事にありました差別問題に詳しい弁護士のお話の中で、結局、こうした部落の地名や動画を止めるには、当事者が名前を出して戦わざるをえない状況で、勇気を出して戦ったにもかかわらず、個人情報から公にしていくケースはプライバシーの侵害に当たらないという判決です。県では委託して、ネットパトロールをやっていると思いますが、その中で、動画の配信についても何件かあると思います。

水平社運動から100年目の今年になっても、このように同和地区を特定し、ネット上で不特定多数の人に見られる状況があります。地域や個々の家までも動画で映されているというのは、以前よりも差別が過激になってきていると思います。無心に遊んでいる子どもたちを見たとき、いたたまれない気持ちになりました。

ネットパトロールにより人権侵害だと分かっても、それが削除できない状況です。他県や他の市町では、部落差別を許さないという独自の条例を作って力を入れている所もありますが、そういったことも、実態を調査して、改善されているのかどうか知りたいところです。

ネット検索の回数でお金を稼いで、広告収入になっているという事で、差別商売といわれているようですが、他県のある市では、人権擁護委員の方が、そういった配信を見つけて市に伝え、市の法律相談の弁護士さんが市長と一緒にそういった配信を止めたという話もあります。

安心して生活できる状況にないということ、地域の子どもや若者の目に触れた時の対応やそれが結婚差別ともリンクしてくると思うので、ネットパトロールの成果と対応について、教えていただきたいと思います。

#### ○事務局

ネットパトロールにつきましては、同和問題だけではなく、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の調査の関係もあり、昨年度から委託をしているところです。

こうした取組において、なかなか法務局への通報、連絡という案件にまで至っていないという状況です。

部落探訪への掲載に関しては、県としては、法務局に対して、健康福祉部長名で適切な対応について依頼をしているところです。

条例等のお話がありましたけれども、行政から直接業者等に申し入れるということは難しく、依頼という形でしかできない状況です。そのため、県としましては、こういった案件について問題があった場合には、静岡地方法務局の方に通報、連絡をするということにしております。

今後、そういった人権等の問題が出てくるようになる場合には、県としての対応というものも、検討していかなければならないかと思っています。ネット上での差別というのがなくなることはありませんので、確認できる範囲ということではございますけれども、情報の方は収集をしていきたいと考えています。

#### ○本間委員

法務局に連絡しているということですが、日々垂れ流し状態で、こういった情報が溢れているというのは、とても不安な状況ですので、ぜひその対策を早急に講じていただきたいと思います。

浜松市でも人権条例を策定するというのを伺いましたが、LGBTQの方や外国人の人権問題に重点を置く内容でしたので、浜松市の方に浜松市内の同和地区もネットにさらされている状況にあるので、同和問題にも力を入れてほしいというお願いをしたのですが、従来どおりというご返事でした。

本当にこれは深刻で過激な差別だと私は思いますので、何とかこういったことを禁止するような条例を作り、行政の力を借りてそういったことが削除できるような、そういう方向にもって行っていただきたいと思います。



#### ○小谷委員

今の御意見の補足となりますが、行政でできるということが何であるのかということ考えたときには、インターネット上に出回っている情報に、どのようなものがあり、どういうサイトで、どういうものが公表されているのかということを中心に把握するということになるかと思えます。1日でも長くそういう情報が、ネット上に流れていれば、そこからまた転載、拡散されていきます。

現時点で、県としてその削除を要請したりする法的根拠がないという状況でありますし、それについては、恐らく条例を作るとかいうことをしないと対応が困難なわけですが、少なくとも今日、今すぐにでもできることというのは、県として、事実・現状がどうなっているのかということ把握して、きちんとデータとして蓄積していくということであれば、今すぐにでも可能だと思えますので、そちらはやっておいていただかないといけないと思えます。人生の節目節目で、その情報によって、結婚や就職といったところで暗黙のうちに差別をされて、排除されてしまうというような恐れを抱えて生きている人たちがたくさんいるわけですので、少なくとも情報の収集はやっていただきたいと思っています。

#### ○小林委員

前回本間委員からのお話をいただいた後に、その話を聞いて、私ものすごくぞっとしました。本当にこんなことがあっていいのかと思って、実際に私はYoutubeで調べました。だから、本当にそういうサイトというか、動画があって、人権侵害がこんなにまかり通っていてよいのかと本当に思いました。

今、またそのお話を伺って、取り締まるものがなければ、立法は議員がやることと社会でなさっているの、県会議員さんなどが、こういう状況に静岡県がなってるんですよということを、いわゆる条例とかも作る立場の方々が、どれだけわかっていらっしゃるのかと思えます。こうしたことを人権啓発センターやこの人権会議が、そういう立場の人たちに物を申しでないといけないと思えます。外国人もそうですし、みんなこうやっぱ静岡県の人たちが安心して暮らせるってところで、私たちのこの会議はあると思えます。

そのため、もっとそういうところにも働きかけていくような意見をしていくというか、どんどん発信していくってことをどうしたらいいのかなっていうのを、今すごく思ってます。

#### ○事務局

ありがとうございます。

立法に関して、先ほどお話ありましたように浜松市の方でも、ちょっと先送りになっていますけれども、条例化という話を出ているところです。全国的に見ても、差別解消に向けた条例化の動きについては、当然私ども承知しております。

先ほどのネットパトロール事業を概ね1年、委託事業でやっておりますけれども、定時報告いただいておりますので、実施していた、やりっ放しなどにはできませんので、情報収集、定時報告いただいているものを集計して、傾向を見て行きたいと思えます。それと併せて、県としましては、現時点では条例化を図るという考えは持っておりませんが、全国の状況を見ながら、研究していく必要があると考えています。

#### ○犬塚会長

これは非常に重大な問題だと思っておりますので、それぞれ貴重な御提言をいただきましたので、まずは情報収集をしっかりしていただくことは当然ことで、これはもう徹底していただきたいと思えます。

非常に深刻な事態を解決するには、条例というような根拠を、きちんと法的に整えて対処しないと、なかなかうまくいかないということがあるとすると、そちらの方向に向けて、議員の

皆さん方への働きかけもやはり必要かなというふうに思います。放置しておけば、先ほどお話あったように、日々拡散していった、それが転載でどんどん広がっていった、收拾がつかないという状況が継続している状況になります。

その辺まで重くとらえていただきたいなというふうに思います。

先ほどの今年度の計画の中でも、人権三法の周知広報の強化がありました。

人権三法の中に部落差別解消法も当然あるわけですが、残念ながら、その現行の法律だけではネット社会の進展のスピードで対応できないところが出てくるとすると、新たに入ってくる差別を拡大するような方法に対処するというのも、行政の務めとしても必要なことだと思いますので、法律の周知広報はもちろんですけど、そこに留まらず、しっかりした情報収集と対策の必要があるのではないかと思いますので、ぜひそこは検討課題として、しっかりお考えいただきたいと思います。

#### ○犬塚会長

資料2の来年度の計画案についてですが、啓発の方向性の中でいろんなものが出てきておりますけれども、最後のところで、ハラスメントとならんで自殺のない人権文化の構築にむけた周知啓発の推進がありました。

自殺の問題は、私の専門分野と男女共同参画の視点からちょっとここ数年憂慮すべき事態があり、静岡県というよりは全国的な傾向があります。

それを見ますと、自殺者数全体が毎年男性の方が多いのですが、男性の自殺者が増えていないのに対して、女性の自殺者が一昨年度と昨年度と比較しても10か月連続で増えていたと思います。

昨年度と今年度の比較においても、やっぱり今年度自殺者、女性だけが増えてるという状況があります。特に若年層の自殺が目立つというところもありまして憂慮しているところです。

人権相談の現在の実績を見ると女性の相談という名称の分類では、令和2年度、3年度3件ずつではありますが、自殺の問題はあらゆる分野で、横断的に関わって、いろいろな背景の中で起こってくる問題だと思いますが、コロナ禍以降、男女間での格差が出てきているということを見ると、やはり、より女性にその焦点を合わせて、あるいはそこに注意を向けた自殺予防、自殺防止の取組が非常に重要になってくると思っています。ぜひ事業を取り組まれる際に、そういう男女間の違いがある、女性にとってコロナ禍以降の社会が、かなり大きなストレスを与えてるという現状をしっかり認識いただいて、来年度の計画の中でも取組を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、これをもちまして令和3年度の事業実績及び4年度の事業計画（案）についての御意見を終了したいと思います。

## (2) 意見交換

テーマ：「これまでの人権教育・人権啓発と今後の人権啓発センターに期待すること」

#### ○犬塚会長

では続きまして議事の2番目ですが、意見交換といたしまして、これまでの県教育、人権啓発等を法務の人権啓発センターに期待することについてとなります。

ではこの点につきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは趣旨説明をさせていただきます。

意見交換のテーマといたしました「これまでの人権教育・人権啓発と今後の人権啓発センターに期待すること」につきましてです。

新型コロナウイルスのまん延が続き、感染された方やその家族等に対する過剰な対応やワクチンハラスメントといった差別的事例も見受けられる状況も続いています。前回の会議においても、コロナ禍において、児童虐待やDVといった問題も増えているとのお話もございました。

こうした中、県では、令和3年3月に静岡県人権施策推進計画を改定し、「静岡県が人権尊重の意識が定着した県」と感じられるよう、人権教育及び人権啓発に努めていくこととしています。

委員の方々からは、これまでも様々な形で御意見をいただいたり、周知啓発に御協力をいただいているところではありますが、今年度で第12期が終了することもあり、改めて、これまでの人権教育・人権啓発を振り返るとともに、今後人権啓発センターとして、どのように進んでいくべきかなどの御意見をいただければと考えております。

そのため、まずは、長年この人権会議委員を務めてこられました角替委員及び小谷委員から、「これまでの人権教育・人権啓発」についてお話をいただき、その後、委員の皆様から御意見等頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○角替委員

御指名いただきました角替でございます。

今日は、資料を作っていただいておりますので、資料に基づいた形で少しお話をさせていただければというふうに思います。

実は、私、この人権会議のスタートの頃から関わりを持たせていただいておりますので、ちょっとそれをこれまでの状況がどうだったかということ、振り返るといってこの資料をとって配っていただきました4ページのところをお開きいただければと思います。

ちょうど今年って言うんでしょうか、この人権会議がスタートしたのが、平成9年、1997年ですので、令和3年度が25年、四半世紀にあたるというようなことで、ちょっとそれを年表的にまとめてみました。

御覧いただいておりますように、この人権会議の背景にあるのは、人権教育のための国連10年の国内行動計画というものがあって、それを一つのきっかけにして、県内でも、この人権会議がスタートした言っていると思います。

平成8年に静岡県人権懇談会というのが開かれました。たまたま私もこの委員になっていたわけですが、これの報告に基づいた形で、平成9年4月に静岡県人権啓発センターが、県庁内に設置されたということでございます。

その情報を見ますと、同和問題を始めた様々な人権問題の解消を推進するため、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権啓発センターを設置するという文言がございました。

さらに、その後、人権問題啓発検討会が設置されまして、その報告に基づいた形で、静岡県人権会議が平成9年9月、当該要綱が出され、10月に第1回静岡県人権会議が開かれたというようなことでございます。

それに基づいた形で、今日も配られていますけれども、人権広報の1号が10月に出され、翌月の11月に、第1回人権を考える県民の集いというのが開かれたわけでございます。資料の中に、第1回県民の集いのパンフレットの表紙がありますが、これがカラーで結構綺麗にできております。それと同時にその会議の中です、ね、「人権アピール」、「黙っていていけないよ。」という2つの資料が同時配布されたと記憶しております。

ふじのくに人権宣言が平成16年であり、平成16年は、県庁内にあった人権啓発センターがこの建物、社会福祉会館の方に移行した年でございます。

その年に、ふじのくに人権宣言が改めて出されたということですが、その背景には、平成10年の人権アピールがあったというふうに思っております。

これを読んでみますと、私たちの身の回りには、差別があるんだということに合わせて、一方、世界では、地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害の発生という深刻な問題が表面化してい

たとあります。

実は、これ現実化してしまっているんですね。これはやはり、ロシア・ウクライナ間の問題ってというのは、今、私どもにとっても大変深刻な問題でもあるし、先ほどちょっとお話がありましたけど、考えてみますと、人権ということに対して最も、自覚的な意識を持たなければならぬのは、社会の様々な指導者、特に政治の指導者であり、こう考えてみますと、国家というもののあり方ということと言うのは、非常に深刻な問題として改めて浮き上がってきてしまったんだというふうにも思うわけです。

これからの人権問題というのは、多分、日本にも難民がくるということが予想されるわけで、そういった意味で、この問題というものは、SNSやYoutubeといったものを通じての情報、テレビ、ラジオを聞いていますと、本当に深刻な問題だということを国際的な規模でこう感じているわけでございます。

そういう意味では人権問題というのは、これからますます深刻な問題を我々の日常生活の中にもたらさざるやうなというふうにも感じております。

21世紀は人権の世紀と言われたんだけど、本当にそうなるためには、どんな努力を、国連をはじめとしてかかわっていかなくてはならないかということ、我々市民一人ひとりでも考えなければならないかと思っております。

「黙ってはいけない」という文章を改めて振り返って見てみる、そういう必要があると感じたりしているところがございます。

いろいろな差別があるので、ある人はその仕事がいやしいということで蔑まれ、ある人は障害者だからとのけ者にされ、またある人は貧しいからといって相手にされないというような状況というのは、消えていかなければならないはずなだけけれども、かなり時間的にこういったことをとらえていかなければならないということで、これからますます人権教育というものを重視していく必要があると思っております。

この年表で見てもわかりますように、この第1回静岡県の人権を考える県民の集いというものの中で、これが基本となりまして、今日に通じている様々な行事が定着してきたというふうについていいかと思えます。

そして、人権啓発センターを中心にしまして、人権メッセージ集人権の扉を開く15のお話を作りました。15というのは、人権会議委員が15人いたものですから、委員が1人ずつ書いたお話というふうになっていると思えます。

始めは冊子だったんですが、メールのような形に変わっていきまして。さらに、フォトメッセージコンテストや作品集といったものもありますけれども、この平成11年に「人権教育のための国連10年静岡県行動計画ふじのくに人権文化創造プラン」、これが基本になりまして、現在の「ふじのくに人権創造プラン」が進められてきているということです。

先ほどからいろいろお話できますように、新しい状況に合わせた形で内容も改定されていくものだというふうには思っているところがございます。

いろいろ人権教育の方にも関わりを持たせていただく中で、私ども一人ひとりがやはり、現実の状況というものを十分踏まえながら、対応していかなければならないし、また啓蒙していかなければならないということをお大変強く考えているわけでございます。

今日、それぞれの委員の方からも様々な御意見が出ています。そういったことをできるだけ体系的に、組み込んで、取り組んでいく必要があるわけでございます。

やはり、基本は、一人ひとりの人権というもの、大事さ、生きるということの大事さというものを、それぞれの人が自覚できるような働きかけをどのようにしていくかということ、常に真剣に考えていかなければならないし、その難しさというものも、私改めて強く感じたところがございます。

以上で私の発言となります。

## ○小谷委員

私も人権会議委員は今年10年目であり、3月末で10年が終わるところです。

私の専門は憲法学で、特に1990年代からヘイトスピーチの規制ということについての研究をしてきました。基本的には憲法学、表現の自由の考え方にのっとって考えると、こういった表現はこの社会にふさわしくないから規制すべきであるとか、こういったメッセージはこの社会にふさわしくないから、そういうメッセージの発信は禁止すべきであるということを、政府や国、自治体が決めて、そういった表現の発信を禁止するということは、表現の自由の保障に反するので絶対に許されないことであると考えられることになる。

というのも、従前から、政府にとって不都合なタイプのメッセージの発信を禁止するということをおして政府が国民を統制していくということが世界各国で行われてきており、今日でも、例えば、時事問題の中でも、政府が情報統制をするということによって社会がどうなっていくかということは、話題になっているところかと思えます。

ただその点に関して、最近インターネットの出現によって、従前私たちが想定していた、どのようなタイプの表現がどれぐらいの人に広がるかということに関して、何らのフィルターもかからない状態で、ありとあらゆるタイプの表現が世界中に広まってしまうという状態を迎えています。そのことが先ほどからも出てきました被差別部落と言われる地域の具体的な地名をそのままネット上で配信してしまうというようなこと、そういった問題が生じるという現象が起きているということで、そういった表現を法律で規制することが可能なのかどうかという理論的な部分について、私は今後も研究を続けていこうと思っています。

一点、県の方にお問い合わせはありますか、今後こういった点にも注意をしていただきたいということをお伝えしたいです。以前もお伝えしたのですが、それは、ポリティカル・コレクトネスというふうに説明されるキーワードをめぐる問題です。

というのは、従来からの差別を解消するためにいろいろな取り組みが行われてきているわけですが、そういった政府・行政側の取組が、相当程度の人から批判的に受けとめられる傾向というものが、昨今、広がっているという点に、やはり常に留意しておくべきであろうということです。

もう少し具体的に言いますと、従前から差別の対象の属性というのがあります。例えば日本国憲法にも、人種、信条、性別、社会的身分、門地という5つの差別事由・属性が挙がっていますけれども、そこに限定せずとも、例えば、人種、性別、性的指向・性自認、被差別部落出身であるか否か、障害の有無、様々な国籍、そういった特定の属性に着目して、国や自治体が、そういったことに基づく差別はやめましょうというメッセージを発信すること、そして、差別を受けてきた集団への積極的な支援や配慮をするという、そういう方向で突き進んでいくということに対して、非常に強い反発が、社会の中に生まれているというか、そういった反発があるということは、やはり常に意識をしておくべきであると考えています。

最近、そういった差別解消施策に対する強い反発を持った考え方がインターネット上で一つの大きな勢力ともなっていますので、そういったことがあるということを念頭に置きつつ、従前からの差別を受けてきていない人たちが、今日、悪者にされている又は忘れられてしまっているという、こういう認識が一定程度存在していることは、私たちも、この人権会議としても、また県としても無視をしてはいけないのだと思います。

もちろん以前の現状として、非常にひどい差別がまだ続いているということで、その従前からの差別事由に基づく差別の解消を図ることが必要なのですけれども、そのプロセスの中で、差別を受けてきていない人たちが、自分たちが社会の中心から取り残されている、忘れ去られてしまっているというような認識を持たないような形での何らかの配慮を常にしていく必要があるんであるだろうと考えています。

端的に言えば、多数派の人たち、差別を受ける属性を持っていない人たちも無視されない、軽視されない世の中であるということ、その差別解消の方法と併せて、一緒にそちらのメッ

セージ性も発信していかないと、なかなか人権啓発というのは、うまく隅々まで浸透していきにくいのではないかと考えております。

以上です。

#### ○犬塚会長

ありがとうございました。

お二人から貴重なお言葉をいただきました。

角替委員には、この人権会議の創設以来お務めいただいたその経緯の中で、振り返りをしていただきながら、現在私たちが考えるべき課題についての非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

また、小谷委員からはポリティカルコネクトネスの問題、これ、私どもとしても社会学と非常に重要な問題として今注目されている課題でありまして、例えば、それが具体的に大きな社会的影響をもたらした一つの事例っていうのは、日本ではなくて、アメリカの例でいうといわゆるいわゆるトランプ現象というような、この象徴的だと思うんですが、自分たちが阻害されていると考えているそういう白人労働者層の人たちが、大きな社会での暴発等含めた動きをしていくというそういう危険性というものを考えていくと、この問題にどう対処していくかっていうのはやはり、格差というものが私の立場で言いますと、格差社会が深刻になっていけばいくほど、そういった視点が重要になってくるという点が非常に貴重な御意見だったと思います。

差別を受けていない人たちが社会から取り残されていると感じてしまうことの危険性ということが、改めて、人権問題としても、一度きちんと向き合っていかなきゃいけないというテーマだと思いますので、こういった貴重な御提言を生かしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

それではただいまのお話を含め、今後の人権課題等についての御感想等も含めて、人権啓発センターに今後期待するということで、特に今日まだご発言いただいてない委員の皆さん方から、何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○鈴木委員

実は浜松市で人権の審議会委員をやっています、本間委員から話があった条例が、今ちょっと頓挫してるという状況で、その一つに、原因がやはり、多数派というか、LGBTQをなぜそこまでするんだみたいな意見がたくさんあったり、もうびっくりするような、パブリックコメントがあったので、少し先送りになっているのですが、そういうことも今、小谷先生のお話を聞いて、だからなのかと思いました。

研修とか講座とかいろいろなことを、県の方でもやってくださっていますが、それを受ける人は、特に人権やいろいろな差別に対してもしっかりと考えてくれている人だと思うんですが、そうではない、「どうでもいいです」とか、「あんまり関心ないから」とか、「人権って難しいから」というような、他人事のように思ってしまうような人たちが、自分に関係があるんだっていうことを思ってくれるための政策やイベントを開催して行って欲しいと思っています。

私自身、本当に人権会議に出させていただいて、いろいろな問題があるということも知りまし、自分自身は、障害のある人のことやHIVや性的マイノリティの人たちの友人も多いので、関心がありますけど、そうじゃないこともやはり考えていかなきゃいけないなというふうに、思っております。

あと一つ、エイズに関することで、今年の11月の18日から20日まで、静岡県浜松市で日本エイズ学会が開催されます。差別との戦いがテーマです。医療系の学会ではありますけれど、差別との戦いのことで、19、20日と浜松でイベントがあります。

私は、この学会にちょっと関わってるんですけど、エイズのことだけの差別に関わらせたくないの、いろいろな差別との戦いがあるということ、その中で、人権の問題をイベントに

盛り込んでいこうかなと思って、今事務局と一緒に考えています。ぜひ、人権啓発センターにもご協力いただけると、いろいろな差別との戦いがあるということを皆さんに知っていただくという面ではよいことではないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○成岡委員

角替先生と小谷先生の先生のお話を伺って、私もこの会議に出させていただきます、本当にまだ短いんですけども、歴史を聞く中で、ここに求められるというか、その意味ってすごくあるんだなというのをまた再認識させていただきました。

今回のこの議事の内容としては、人権啓発センターに期待することっていうことだったので、この2年間の経験から、実際コロナ禍の中でなかなか十分な活動はできてないというお話もありましたけれども、具体的に研修等をやっていくのかなというところくらいで考えていたんですけども、私は、高齢者分野の方から出てるんですけども、以前にも話したかもしれませんが、高齢者分野というものは、介護保険法というものが導入されてから、割と本当に一定的な年齢になると支援を受けられる状況になります、それがどんな内容かというか、その質の問題がありますけれども、支援を受けられるような状況にはなっています。

実際にその困っていらっしゃる方が、或いはそこを支援しようとする人たちも繋がるような、ちょっと仕組みが十分ではありませんけれどもできてきている。

やっぱりそれ以外の分野は、なかなかその介護保険法ほど、網羅されていないということもわかり、学ぶというか感じることができています。

当法人で、住まいの確保についての居住支援というものを、今年度から始めているんですけども、それがまさしく、外国の方や母子家庭の方であるとか、精神障害を持たれてる方々が本当に信じられないくらいまだまだこの静岡市にいたるんだなっていうのを目の当たりにしていて、ホームレスの方々もいて、そこに手を伸ばさなければいけない事態になったりですとか、ここで討議されている内容を、人権啓発センターの皆さんが一番最初に吸収というか、取り上げる場であるならば、それをきちっと行政機関、県の部局の中に戻していただきたいということが、その期待することだと思います。細かいところでは、研修の内容とか、こういうのがいいんじゃないかとか考えてはみたものの、そういうところの前の段階なのかなと感じています。

#### ○望月委員

先ほど角替先生がもう20年前からふじのくに人権宣言を含めて、人権問題をどうやって理解して、啓発も含めて救済していこうかっていうところを今までやってこられたというところと、その活動の中に、今日いただいた資料で、県としてやはり、特に中学生の作文に対して、昨今これも、結構、継続、発展してきてるかなあと思うし、人権ポスターについても、小学生から高校生まで人権について考えようという、そういう部分で継続をしてきてるなっていう感じがします。

ただ私感じるのは、非常に世の中が変わってきてるなっていう感じがするんですよね。

特にコロナの時点で特に難しくなってきたというかね、少子高齢化、それから情報化、先ほど小谷先生がおっしゃったそのインターネットを含めた情動的なものがすごい広がりを見せてきている。それから、コロナだけじゃないですが、貧困家庭っていうかね、或いは高齢化に伴う介護の問題とかね、本当に大人だけじゃなくて子供も悩んでいるかなあという状況でいろんな問題がね、人権的な問題が起きてるんじゃないかなあということです。

さて、じゃあ、どうしたらいいのかなということ考えたときですね、一つ、人権教室を各小学校、中学校、高校、大学ということでやってるんですけども、今年静岡市の場合ですね、ちょっと違うなって思ったのは、こども園の方からですね、人権教室について、いろんな子供たちがいるんで、その中に、困ってるとかね、ちょっといじめ的な問題とかそういうのがあるんで、みんな違って皆いいというものなんだよっていうところを大事にしたい、だからそういう内容

を入れてほしいという要望が出てきました。

それから、ある小学校6年生でいじめ的な問題があるんで、そのいじめに関する啓発をしてほしいということ、それから常時ですね、やっぱり思いやりについて、自分だけじゃなくて、他者の関係で助け合うとか手を取り合うとかそういう部分ってのは大事だろうっていうところをやってほしいっていう、いうことも出てきました。

中学生の中に、言葉の問題で非常に気になるというものもありました。

教員の方から出てきたんですが、言葉によって、インターネットもちろんそうなんだけども関わりが悪化していくんだと、言葉によって、いじめ的な問題から不登校の問題、それから支援学級の子どもに、友達に対して嫌がらせのような言葉を発するということがちょっと増えてるんじゃないかなということで、言葉の問題を考えるようにしてほしいということがありました。

道徳教育を強化していこうということで、幾分学校現場での意識が変わってきてるかな、ただ、やはりコロナの時期なんでね、人権教室をこうしたこと困っているからやってほしいということも大事ですが、道徳教育をやっているけれども人権的なサイドで講座をしてほしいとかっていう、そういうものが、多分このコロナを乗り越えていく部分で、更に進展していくのかなと感じております。最終的には、人権とはなにかということと、それから人権でこういう問題が起きてるよということをおね、もっと知らせてもいいのかなあとと思います。

静岡新聞も、不登校支援のあり方をずっと特集してきて、そしていろんな方がそういう意見を寄せているわけなんです、そういうことを知ってもらおうとかね、状況を知ってもらおうということをおね、県民の人たちにしていくということが必要じゃないかなと思います。

それに対してうんそれまずいよと、こうしていこうよっていう声がおね、出てくればいいだろうし、私たち、人権擁護委員としても、皆さんと同じように、それにどう対応して啓発していくかっていう活動を、やはりもっと重視していくとかね、そういう方法がいいんじゃないかなと感じます。

私は、この会に参加させてもらって、横との繋がり、縦割りじゃなくて、連携し合っていこうということはおね、さらに強化していく必要があるのかなとも思います。

例えば関連機関との横の繋がり、連携っていうのは、さらに、大事にしていったらどうかな、そんなことを感じながら、ちょっと発言させていただきました。

#### ○ヤマモト委員

先ほど小谷先生からの御発言で、ちょっと私なりの考えをちょっと皆さんにお伝えしたいと思います。

先ほどのお話を聞いていると、マジョリティとマイノリティの関係性について、先生はおっしゃっていたんじゃないかなと思いました。大体マイノリティは、多数派に対する少数派は、支援される立場にあるという前提で話されると思うんです。

支援する、もちろんそれは必要だと思うんですけど、マジョリティ、多数派でも、おそらく自分自身の姿が見えていないんじゃないかなと思うんです。

啓発については、多数派の姿というものを私たちも発信していかないといけないんじゃないかなと思うんです。立場としての、その立場性を少し議論する必要があるんじゃないかなと思うんです。

少数派は困っています、もちろんそれに手を差し伸べることは大事だと思うし、重要だと思うんですが、それだけではないんです。

少数派なりの考えがあり、多数派をそれなりに見ていると思うんです。対立というものではなく、多数派は自分の姿がどう見えるのか、どういった姿なのかを考える、それも啓発内容の一つではないかなと思います。



#### ○山本委員

障害者関係のことでは、いろいろとやっとな障害者差別解消法の法律ができて、少しずつその認知が進んできたのかなとは思いますが、まだまだ相談件数を見させてもらうと、少ない部分があったり、そういう差別解消の相談窓口なんかもあるんですけども、そういったところの担当課、障害者政策課さんとか、担当課が違うところで、先ほどご発言いただいたように、その横の繋がりっていうのはやっていただいたり、共有していただく必要もあると思います。

なかなか啓発って言っても、お知らせするのに、難しい部分があるとは思いますが、例えば、ワクチン接種などで県の会館を使って、エッセンシャルワーカーを中心に先に接種をしていただいたりとか、せっかくそういうような気を使っていた部分もありますので、そういうところこそ、メディアを使って上手く啓発できるように、差別解消っていうだけではなくて合理的配慮という点について、積極的に県が反映していますっていう姿勢を見せていただけると、気づかいをしていただいているなっていうのがよくわかっていただけるんじゃないのかなと思います。

当然、その高齢者優先だったり、医療関係者が優先だったり、エッセンシャルワーカーを先にしたり、でも、やはりその障害当事者がやっぱり一番困ってしまうところでもあるものですから、そういう方々にもスポットを当てていただいて、そういう会場にぜひ、高齢の方、障害の方、外国の方などを優先に、配慮したいと思いますということを前面に打ち出していただけたらいいのかなというふうに思います。

#### ○犬塚会長

本日の御意見たくさん出ましたが、それを踏まえながら、ぜひ今後施策推進をしていただきというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは予定しておりました議事はすべて終了いたしました。その他、何か御発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではこれをもちまして、議事の方は終了とさせていただきます。  
ありがとうございました。